

危険物新聞

第 448 号

発行所 財団法人 大阪府危険物安全協会
編集人 松 村 光 惟
発行人

大阪市西区新町1丁目5-7
四つ橋ビル
TEL (531) 9717・5910
定価 1部 60円

平成3年度 第1回危険物取扱者試験 6月9日と16日府大で

平成3年度第1回危険物取扱者試験は、6月9日(日)及び16日(日)の2日間、大阪府立大学で次により実施される。

- ▷試験日 6月9日(日) 乙種4類(午前、午後)
6月16日(日) 甲種、4類以外の乙種(午後)
丙種(午前、午後)
- ▷試験場 大阪府立大学(大阪府堺市)
- ▷願書受付日 5月9日(木)、10日(金)
10時~12時、13時~16時30分
- ▷願書受付場所 大阪府職員会館

準備講習会は府下9会場で

受験準備講習会は、大阪、堺、岸和田、茨木会場など9会場で別載(8面)のとおり行なわれる。

講習は乙種4類及び丙種についてで、甲種の講習については今回は行ないません。引き続き実施される第2回の試験(10月中旬)に対応して行ないます。

なお、乙種4類(土曜・日曜コース)及び丙種講習会については講習終了後もギテストを実施します。

土曜・日曜コースは電話受付

土曜コース(70名)・日曜コース(70名)については、定員が少ない関係上、いつもの様に電話予約による受付をしている。希望者は電話(06-531-9717)で予約された。満席になり次第締切ります。

第4回危険物取扱者試験結果

甲種53.6%、乙4 42.8%

(財)消防試験研究センター大阪府支部では、平成2年度第4回試験を2月17日(日)、府立大学で実施したが、その合格発表が3月19日に行なわれた。

その結果は次のとおり。

	受験者数	合格者数	合格率(%)
甲種	317	170	53.6
乙1	64	40	62.5
乙2	82	66	80.5
乙3	61	39	63.9
乙4	2,549	1,091	42.8
乙5	96	60	62.5
乙6	80	47	58.8
丙種	965	656	68.0



HATSUTA

ハツタは先端技術とふれあいの心をいかにします

Hi-Tech & Hi-Touch

ハイテック&ハイタッチ

(損害防止)

ロスプリベンションが使命です。

ロスプリベンションのトータルプランから
メンテナンスフォローまで
各種システム&デバイスで
お応えします。

営業品目

消火システム・警報システム・特機デバイス・防災関連デバイス・消火器



株式会社 初田製作所

本社/〒573 大阪府枚方市招提田近3丁目5番地
TEL (0720) 56-1281 (大代) FAX (0720) 56-1472

危険物関係政省令一部改正

4月1日より施行

この程、消防庁では3月13日付で「危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令」及び「危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令」を公布し、平成3年4月1日より施行することとなった。

この主な改正点は次のとおりである。

- (1) 地下貯蔵タンクに危険物の漏れを常時検知することができる措置を講じた二重殻タンクに係る技術上の基準の新設

この二重殻タンクの特徴及び利点は次のとおり。

- ① 内殻タンクと外殻タンクの鋼板の間に間げきを設け、そこに検知液を満たすことにより常時検知できる状態となり、危険物の漏洩を早期に発見できる。
- ② 二重構造となっているため、万一危険物が漏洩した場合でも、外部への拡散防止を図ることができる。
- ③ 地下鉄又は地下トンネルから水平距離を10m以上(危険物の規制に関する政令、第13条第1号、イに規定)離さなくても設置できる。

- (2) 移動タンク貯蔵所(特に被けん引車形式のもの)における貯蔵の技術上の基準の改正。

これにより、今まで認められてなかった危険物を貯蔵した被けん引車形式の移動タンク貯蔵所部分の切離し輸送が認められることとなった。いわゆるピギーバック輸送(自動車全体を鉄道の貨車で運ぶ方法)が可能となった。

- (3) 危険物の規制に関する政令第40条で定められている手数料の一部が引き上げられた。特に製造所等の許可等に係る手数料について。

【参考】

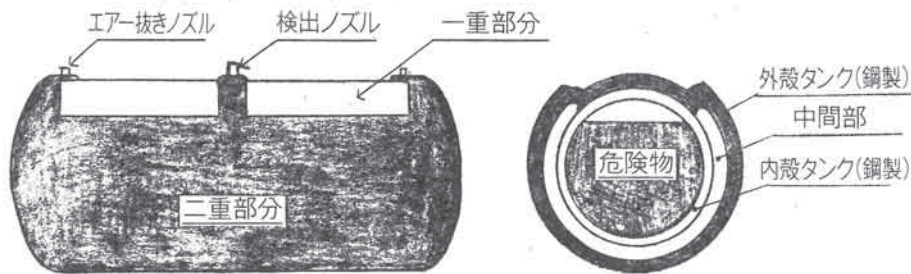
◇二重殻地下タンク貯蔵所関係

〔危険物の規制に関する政令〕

(地下タンク貯蔵所の基準)

第13条 地下タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。

- 1 危険物を貯蔵し、又は取り扱う地下タンク(以下この条、第17条及び第26条において「地下貯蔵タンク」という。)は、地盤面に設けられたタンク室に設置し、又は危険物の漏れを防止することができる自治省令で定める構造により、若しくは危険物の漏れを常時検知することができる自治省令で定める措置を講じて、地盤面に設置すること。ただし、第4類の危険



鋼製二重殻タンク本体の例

Safety & Fire Engineering



防火・防災機器をフルラインアップ。豊富な製品群が多様化するニーズに応えます。

安全は時代の必然。

新しいマルナカ、始動。

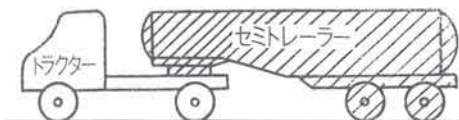


株式会社 マルナカ

- 本社 大阪市北区中崎西4丁目2番27号 〒530
TEL.(06)371-7775(代表) FAX.(06)372-1859
- 東京本社 東京都文京区本駒込5丁目73番5号 〒113
TEL.(03)944-0161(代表) FAX.(03)944-0170

株式会社 神戸マルナカ

株式会社 名古屋マルナカ



被けん引式移動タンク貯蔵所

上図の斜線部分を切離し貨車への積み込みが可能となった。

物の地下貯蔵タンクが次のイからホまでのすべてに適合するものであるときは、この限りでない。

イ 当該タンクが地下鉄又は地下トンネルから水平距離10メートル以内の場所その他自治省令で定める場所に設置されていないこと。

ロ 当該タンクの外面が自治省令で定める方法で保護されていること。

ハ 当該タンクがその水平投影の縦及び横よりそれぞれ0.6メートル以上大きく、かつ、厚さ0.3メートル以上の鉄筋コンクリートのふたでおおわれていること。

ニ ふたにかかる重量が直接当該タンクにかからない構造であること。

ホ 当該タンクが堅固な基礎の上に固定されていること。

1の2 前号に規定する危険物の漏れを常時検知することができる自治省令で定める措置を地下貯蔵タンクに講じたもの（以下この項において「二重殻タンク」という。）は、タンク室に設置する場合を除き、同号ロからホまでのすべてに適合するものであること。この場合において、同号ロからホまでの規定中「当該タンク」とあるのは、「二重殻タンク」とする。

7 地下貯蔵タンクの外面（二重殻タンクにあっては、その外面）には、さびどめのための塗装をすること。

13 地下貯蔵タンクの周囲には、当該タンクからの液体

の危険物の漏れを検査するための管を4箇所以上適当な位置に設けること。ただし、二重殻タンクにあっては、この限りでない。

〔危険物の規制に関する規則〕

（危険物の漏れを常時検知することのできる措置）

第23条の2 令第13条第1項第1号（令第9条第1項第20号ハにおいてその例による場合及びこれを令第19条第1項において準用する場合並びに令第17条第1項第6号及び同条第2項第2号においてその例による場合を含む。）の自治省令で定める措置は、地下貯蔵タンクの底部から危険物の最高液面を超える部分までの外側に厚さ3.2ミリメートル以上の鋼板を間げきを有するように取り付け、かつ、当該間げき内に鋼板の腐食を防止する措置を講じた液体を満たしておくこととする。



空調設備機器製造・販売

オイルタンク用液面計
遠隔式警報ユニット液面計
各種液体タンク用液面計
フロートスイッチ・微圧スイッチ
タンク部品一式

独自の技術により、正確・安全
ローコストを追求する

GIKEN

TEL 06(358)9467(代表)

株式会社技研

〒530 大阪市北区天満4丁目11番8号 工技研ビル ☎358-9467~8

◇手数料一覧表 (平成3年4月1日より変更)

(単位:円)

区 分	指 定 数 量	設 置 許 可	変 更 許 可 ・ 設 置 完 成	変 更 完 成
製 造 所	10倍以下	32,000	16,000	8,000
	10~50倍以下	42,000	21,000	10,500
	50~100倍以下	53,000	26,500	13,250
一 般 取 扱 所	100~200倍以下	63,000	31,500	15,750
	200倍超	74,000	37,000	18,500
屋 内 貯 蔵 所	10倍以下	16,000	8,000	4,000
	10~50倍以下	21,000	10,500	5,250
	50~100倍以下	32,000	16,000	8,000
	100~200倍以下	42,000	21,000	10,500
	200倍超	53,000	26,500	13,250
特定屋外タンク貯蔵所以外の 屋 外 タ ン ク 貯 蔵 所	100倍以下	16,000	8,000	4,000
	100~10,000倍以下	21,000	10,500	5,250
	10,000倍超	32,000	16,000	8,000
屋 内 タ ン ク 貯 蔵 所		21,000	10,500	5,250
地 下 タ ン ク 貯 蔵 所	100倍以下	21,000	10,500	5,250
	100倍超	32,000	16,000	8,000
簡 易 タ ン ク 貯 蔵 所		11,000	5,500	2,750
移 動 タ ン ク 貯 蔵 所	(積載式を除く)	21,000	10,500	5,250
	(積載式他)	32,000	16,000	8,000
屋 外 貯 蔵 所		11,000	5,500	2,750
屋 外 給 油 取 扱 所		42,000	21,000	10,500
屋 内 給 油 取 扱 所		53,000	26,500	13,250
第 一 種 販 売 取 扱 所		21,000	10,500	5,250
第 二 種 販 売 取 扱 所		27,000	13,500	6,750
仮 貯 蔵 ・ 仮 取 扱		4,200		
仮 使 用 承 認		4,200		
水 張 検 査	1万ℓ以下のタンク	4,800	変更申請による水張の検査は左に同じ	
	1万ℓ~100万ℓ以下	8,400		
	100万ℓ~200万ℓ以下	12,000		
	200万ℓ超100万ℓ又はそのはした数を増すごとに	12,000に3,600を加える		
水 圧 検 査	600ℓ以下のタンク	4,800	変更申請による水圧の検査は左に同じ	
	600ℓ~1万ℓ以下	8,400		
	1万ℓ~2万ℓ以下	12,000		
	2万ℓ超1万ℓ又はそのはした数を増すごとに	12,000に3,600を加える		

(注) 移送取扱所・特定屋外タンク貯蔵所(最大数量が1,000kℓ以上のもの)は省略

◇被けん引式移動タンク貯蔵所関係

〔危険物の規制に関する政令〕

(貯蔵の基準)

第26条 法第10条第3項の危険物の貯蔵の技術上の基準は、前2条に定めるもののほか、次のとおりとする。

- 8 被けん引自動車に固定された移動貯蔵タンクに危険物を貯蔵するときは、当該被けん引自動車にけん引自動車を結合しておくこと。ただし、自治省令で定める場合は、この限りでない。

〔危険物の規制に関する規則〕

(被けん引自動車における貯蔵の例外)

第40条の2の2 令第26条第1項第8号ただし書の自治省令で定める場合は、次の各号に掲げるところにより、被

けん引自動車を車両（鉄道又は軌道上の車両をいう。以下この条において同じ。）に積み込み、又は車両から取り卸す場合とする。

- 1 被けん引自動車の積卸しは火災予防上安全な場所で行うとともに、火災が発生した場合に被害の拡大の防止を図ることができるよう必要な措置を講ずること。
- 2 被けん引自動車の積卸しの際に、移動貯蔵タンクに変形又は損傷を生じないように必要な措置を講ずること。
- 3 被けん引自動車の車両への積み込みはけん引自動車を切り離れた後直ちに行うとともに、被けん引自動車を車両から取り卸したときは直ちに当該けん引自動車をけん引自動車に結合すること。

ソフト面からみた 危険物規制Q&A

(第10回)

大阪市消防局
危険物研究分科会

Q28 移動タンク貯蔵所を駐停車する場所は、駐停車禁止場所以外であればどこでもかまわない。

A28 いいえ。駐停車する場合は、安全な場所を選び、運転席を離れるときは、サイドブレーキを十分に引き、必要に応じて歯止めを行い、ドアを施錠するなどして保安に注意しましょう。

〔参考条文〕 政令第30条の2(3) 危険物の移送をする者は、移動タンク貯蔵所を休憩、故障等のため一時停止

させるときは、安全な場所を選ぶこと。

Q29 移動貯蔵タンクからタンクに液体の危険物を注入する場合は、当該タンクの注入口に注入ホースを緊結しなければならない。

- A29 はい。注入口に移動タンク貯蔵所の注入ホースを緊結する必要があります。ただし、指定数量未満のタンクに、引火点が40℃以上の第四類の危険物を、開放状態で固定できない手動開閉装置を備えた注入ノズルにより注入する場合は、この限りではありません。

〔参考条文〕 政令第27条第6項第4号イ 移動貯蔵タンクから危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクに液体の危険物を注入するときは、当該タンクの注入口に移動貯蔵タンクの注入ホースを緊結すること。ただし、自治省令で定めるところにより、自治省令で定めるタンクに引火点が40度以上の第4類の危険物を注入するときは、この限りでない。

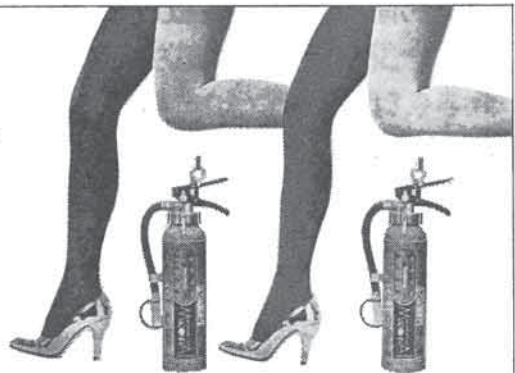
規則第40条の5 令第27条第6項第4号イの規定による注入は、注入ホースの先端部に手動開閉装置を備

安全が見える窓つき またひとつ超えました。

安心小窓がついた
モリタの消火器
MADONNA
火災御見舞金(最高20万円まで)つき

モリタ 鹿田ポンプ株式会社

本社/〒544 大阪市生野区小路東5-5-20 Tel(06)751-1351(代)
営業所/東京・大阪・名古屋・仙台・福岡・高崎
静岡・富山・広島・松山・札幌・旭川



えた注入ノズル（手動開閉装置を開放の状態に固定する装置を備えたものを除く。）により行わなければならない。

2 令第27条第6項第4号イの自治省令で定めるタンクは、指定数量未満の量の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクとする。

Q30 移動タンク貯蔵所による危険物の移送は、忙しいときは、過労や病気でも、少しぐらいなら無理をして行わなければならない。

A30 いいえ。危険物の移送にあたっては、過労、病気ときは控え、運転は慎重、確実にを行い、当該危険物の保安の確保について細心の注意を払わなければなりません。



〔参考条文〕 道路交通法第66条 何人も、前条第1項に規定する場合のほか、過労、病気、薬物の影響その他の理由により、正常な運転ができないおそれがある状態で車両等を運転してはならない。

道路交通法第70条 車両等の運転者は、当該車両等のハンドル、ブレーキその他の装置を確実に操作し、かつ、道路、交通及び当該車両等の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転しなければならない。

〔事故事例〕 前方車両を追い越そうとしたローリー車が運転を誤り、横転し路上を滑走、その際発生した火花により燃料タンクから漏洩したガソリンに引火、全焼した。(次号へ続く)

給油取扱所 保安監督者の代行者 暫定措置期限せまる

昭和62年の「危険物の規制に関する政令（以下「政令」という）」「危険物の規制に関する規則（以下「規則」という）」の改正により、営業用給油取扱所においては予防規程を定めることとなった。

この中には、危険物保安監督者の代行者に係る事項を規定しなければならない（政令第37条、規則第61条）となっており、また、危険物保安監督者は甲種又は乙種危険物取扱者の中から選任しなければならない（消防法第13条第1項）と定められている。

消防庁では通達（平成元年11月7日付消防危第98号）により、暫定措置として給油取扱所の保安監督者の代行者については、平成4年4月30日までは丙種危険物取扱者でも可能としてきました。いよいよ、あと1年間でその暫定期限も切れることになり、大阪府下での甲種又は乙種第4類危険物取扱者試験の実施も4回（平成3年6月、10月、12月及び4年2月）を残すのみとなった。

現在、有資格者に不足の生じている営業用給油取扱所においては、積極的に受験され、基準を満たされたい。

取扱者試験・受験閑話

◇小学6年生、丙種に合格

危険物取扱者の乙種及び丙種には受験資格が無いため、全く無条件で、いくら若くても、子供でも受験することができる。

昭和60年秋、中央試験センター（東京）で小学6年生のボーヤが丙種危険物取扱者試験を受験、1パツで見事に合

ヤマト消火器株式会社社名を変更し、**ヤマトプロテック株式会社**として、大きく、はばたいています。今後ともよろしくお願いいたします。



ヤマトプロテック株式会社

東京本社 〒108 東京都港区白金台5-17-2 TEL.(03)446-7151代
本 社 〒537 大阪市東成区深江北2-1-10 TEL.(06)976-0701代

■営業品目■ ビル防災設備/プラント防災設備/避難・警報設備/家庭用防災機器/各種防災機器/各種消火器
名古屋・札幌・仙台・新潟・大宮・八王子・千葉・横浜・静岡・富山・神戸・尾道・広島・松山・福岡・鹿児島/大阪工場

格、合格掲示板に出た自分の番号をみて、「ヤッター」と叫び母親と抱き合って喜んだ光景が、センターの話題になったことがある。おそらく最年少の合格者で、また他の資格試験でもこのような事実はそうあるケースではないものと思われる。

その動機は判らないが、幼い頃からのチャレンジ精神、また、将来このことが社会人となったとき、常に防災に留意する人間に育つであろうことと確信される。(消防試験情報より)

◇中学生11名、乙4に挑戦、6名合格

平成2年11月中央試験センターの乙種4類の試験に中学生3年生11名が受験し、6名が合格した。(合格率54.6%)

この日の乙4の受験者は491名で、合格者254名、合格率は51.7%であり、中学生グループの合格率はこれを上回った。

この中学では3年になると、週1時間、選択教科(体育、美術、家庭、技術等)を学ぶことになっており、この11人は「技術」を選択した30名の一部であった。11人は先生の指導で勉強し、このような好結果をみた。

合格者は、国家試験に合格した喜びとともに大きな自信をもち、不合格者は「次は頑張る」と意気込んでいるようである。

その裏には、先生が一度受験し、このくらいなら中学生にも出来そうだと判断しとり入れたようで、「今後もできるだけ続けていきたい」と先生は語っていた。(消防試験情報より)

◇札幌から大阪へ10日間、還歴紳士、甲種合格

「札幌の者ですが北海道で甲種の試験を2度失パイしました。大阪では甲種の講習をやっていますか」と本会に電話が入り、平成2年9月、J氏が来阪延3日の甲種の講習を受講されることになった。J氏は旧制工専卒で、履修単位でようやく甲種受験の資格がある方で教員を停年退職し

てから10年全く危険物とは無関係の仕事に従事している。

本会の甲種の講習は飛び飛びに3日間で、延10日間、大阪のホテル住い、丁度、花の万博期間中のことでホテルは満パイ、転々としながらの受験勉強には相当のご苦労があったことかと、また他人のことながら旅費滞在費も10数万はかかったことかと推察される。

11月、札幌で受験し見事合格された報を受け、お世話をした側としても共に喜びを分かち合った次第。

大阪府下消防本部消防長関係人事異動

人事異動のあった府下消防本部消防長関係は次のとおり。

■枚方寝屋川消防組合消防本部(1月1日付)

▷消防長 広田 茂(退職 宮崎正也)

■東大阪市消防局(4月1日付)

▷消防局長 松村 慧(転出 壁 晃造)

■守口市門真市消防組合消防本部

▷消防長 増尾長明(退職 今井幸哉)

■泉大津市消防本部(4月1日付)

▷消防長事務取扱 田中 普(退職 藤浪茂春)

■河内長野市消防本部(4月1日付)

▷消防長 林 澄一(退職 廣田幸雄)

■松原市消防本部(4月1日付)

▷消防長 滝野正秀(退職 津村達男)

■阪南町消防本部(4月1日付)

▷消防長 梶本 剛(退職 西口文夫)

■熊取町消防本部(4月1日付)

▷消防長事務取扱 下中 融(転出 澤久)

〈大阪市消防局関係〉(4月1日付)

▷総務部長 古東克二(経済局経済企画部長)▷警防部長 黒川一夫(予防課長)▷消防学校長 小川徳一(司令課長)▷建設局用地部長 時田 清(総務部長)



暮らしに安心と安全をお届けする

屋内外消火栓設備
スプリンクラー設備
ドレンチャー設備
泡消火設備
ガス消火設備
粉末消火設備
自動火災報知設備
避難設備

創業30年の実績と経験で信頼いただく
防災のことならサンワにお任せください

あらゆる消防設備・設計・施工・保守・点検

株式会社 三和商会

本社 大阪市西区京町堀2丁目1番17号
〒550 電話(06)443-2456(代)
平野営業所 大阪市平野区長吉出戸2丁目4番6号
〒547 電話(06)707-3341



危険物取扱者養成講習ご案内

平成3年度第1回危険物取扱者試験実施に際し、受験者の予備知識向上のため、次のとおり受験準備講習会を開催いたします。

1. 日時・会場

種別	講習日	時間	会場
乙種第4類	1期	5月13日(月)、5月17日(金)	9時30分～16時 大阪府商工会館 (地下鉄本町駅ヨリスグ)
	2期	5月16日(木)、5月27日(月)	9時30分～16時 大阪府商工会館
	3期	5月29日(水)、5月30日(木)	9時30分～16時 大阪府商工会館
	4期	5月28日(火)、5月29日(水)	10時～16時30分 堺市立勤労会館 (高野線堺東駅ヨリ13分) (堺線線宿院駅ヨリ6分)
	5期	5月21日(火)、5月22日(水)	9時30分～16時 茨木市商工会議所 (茨木駅ヨリ約13分)
	6期	5月23日(木)、5月24日(金)	10時～16時30分 岸和田競輪場・大会議室 (南海本線春木駅ヨリ約6分)
	土曜コース	5月11日(土)、5月18日(土) 5月25日(土)	10時～16時30分 大阪科学技術センター
	日曜コース	5月19日(日)、5月26日(日) 6月2日(日)	10時～16時30分 大阪科学技術センター
※丙種	6月4日(火)	9時30分～19時	大阪府商工会館

※丙種講習会については、講習終了後17時～19時もぎテスト及びもぎテスト解答・解説を行ないます。

2. 受付期間と場所

受付場所	日	時
東大阪市西消防署内(近鉄・小坂駅北へ6分)	東大阪市西防火協力会	5月2日(木) 午前10:00～11:30
(地下鉄・守口駅前)	守口消防署	5月2日(木) 午後2:00～4:00
豊中市消防本部内(阪急宝塚線・豊中駅より南へ5分)	豊中防火安全協会	5月7日(火) 午前10:00～11:30
茨木市消防本部内	茨木市災害予防協会	5月7日(火) 午後2:00～4:00
岸和田市消防本部内	岸和田市火災予防協会	5月8日(水) 午前10:00～11:30
堺市高石市消防本部内(南海・湊駅北へ6分)	堺市高石市防災協会連合会	5月8日(水) 午後2:00～4:00
四ツ橋ビル8階(地下鉄・四ツ橋駅北2号出口)	大阪府危険物安全協会	5月9日(木) 午前10:00～午後4:00 5月10日(金)

3. 土曜コース・日曜コースの申込方法

土曜(定員70名)コース、日曜(定員70名)コースは、電話(06-531-9717)で予約受付、定員に達し次第締切。

4. 受講会費(会費には、各テキスト代を含みます)

種別	会員	会員外
乙種(4類)	10,000円	12,000円
乙種(土曜・日曜)コース	14,000円	17,000円
丙種(もぎテスト研修を含む)	5,000円	6,000円

《甲種の準備講習は、次回、9月に開催します》